

○札幌市水道局契約後VE方式試行要綱

平成15年3月17日

管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市水道局が発注する工事について、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案(以下「VE提案」という。)を受け付ける契約後VE方式の手続を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象とする工事は、発注予定工事の中から民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待される工事のうち、工事担当部局の長が必要と認めたものとする。

(VE提案を求める範囲)

第3条 VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてVE提案の範囲に含めないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(2) 札幌市水道局建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第18条に基づき条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案

(3) 入札時に競争入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(VE提案の提出期間等)

第4条 請負人は、札幌市水道局が定めた施工方法等(以下「標準案」という。)と異なる施工方法等で施工しようとする場合は、その内容を記載したVE提案書(様式1から様式4まで)を提出するものとする。

2 VE提案を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に

照らし適宜対応することができるものとする。

(VE提案の審査等)

第5条 VE提案の審査を行うために、契約後VE審査委員会を設けるものとする。

- 2 契約後VE審査委員会は、原則として当該工事を所掌する部の長を委員長とし、構成員は、工事監査室長、工事監査室技術管理担当課長、総務課長並びに当該工事を所掌する部の委員長以外の部長及び課長等、委員長の指名する職員とする。
- 3 契約後VE審査委員会は、必要に応じアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- 4 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事的目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として、審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
- 5 第4項の審査の基準については、契約後VE審査委員会において、提出されたVE提案ごとに定めるものとする。
- 6 契約後VE審査委員会の庶務は、当該工事を所掌する部の庶務担当課が行うものとする。

(VE提案の採否の通知)

第6条 VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に管理者がVE提案採否通知書(様式5)により通知するものとする。ただし、請負人の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2 前項の通知のうち、VE提案を採用しなかったものについては、理由を付して行うものとする。

(VE提案を採用した場合の設計変更等)

第7条 VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

- 2 前項の規定により、設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。
- 3 前項の変更を行う場合においては、VE提案により設計金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- 4 VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

(提案内容の活用と保護)

第8条 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、提案者の承諾を得て、他の工事においても活用を図るものとする。この場合においては、産業

財産権等の排他的権利を有する提案について、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第9条 札幌市水道局がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った請負人の責任が否定されるものではない。

(入札告示等において掲げる事項等)

第10条 VE提案を求める場合は、あらかじめ、入札告示等において、別記1の事項を掲げるものとする。

2 契約後VE方式の対象工事については、約款に別記2の条文を加え、特記仕様書に別記3の事項を加えるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成5年3月31日以後に調達を告示又は公示する工事に適用するものとし、同日前に告示又は公示された工事については、なお従前の例による。

別記1

〔入札告示等に加える事項〕

1 一般競争入札を行う場合

入札告示及び入札説明書に次の事項を加える

○ 工事概要

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の試行工事である。

○ その他

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、札幌市水道局に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

2 公募型指名競争入札を行う場合

1の事項を入札参加条件に係る掲示(札幌市水道局公募型指名競争入札方式施行要綱様式2)の「その他」の欄に記載する。

3 指名競争入札又は随意契約を行う場合

1の事項を指名(見積)通知書の「その他」の欄に記載する。

別記2

〔札幌市水道局建設工事請負契約約款に加える条文〕

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。この場合において、設計金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を削減しないものとする。

4 前2項の規定により変更が行われる場合においては、第25条第3項の規定を準用する。

別記3

〔特記仕様書に加える事項〕

1 定義

「VE提案」とは、札幌市水道局建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、**受注者**が**発注者**に行う提案をいう。

2 VE提案の意義及び範囲

- (1) **受注者**がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 約款第18条に基づき条件変更該当する変更との関係が認められる提案
 - ③ 入札時に競争入札参加資格要件として求めた同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

3 VE提案書の提出

- (1) **受注者**は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(様式1から4)に記載し、**発注者**に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む。)
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ **発注者**が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) **発注者**は、提案されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を**受注者**に求めることができる。
- (3) **受注者**は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する〇〇日前までに、**発注者**に提出できるものとする。

(注)〇〇の部分には原則として「35」と記入する。

- (4) VE提案の提出費用は、**受注者**の負担とする。

4 VE提案の採否等

- (1) **発注者**は、VE提案の採否について、VE提案の受領後〇〇日以内に**受注者**に通知しなければならない(様式5)。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときには、あらかじめ**受注者**の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(注)〇〇の部分には原則として「14」と記入する。

- (2) また、提出されたVE提案を採用しなかった場合の前号の通知は、採用しない理由を付して行うものとする。
- (3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、VE提案により設計金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（「VE管理費」）を削減しないものとする。
- (5) VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (6) 発注者は、約款第18条の条件変更が生じた場合には、約款第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合の上記(4)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

5 VE提案の取扱い

発注者は、VE提案の内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても活用を図るものとする。この場合においては、産業財産権等の排他的権利を有する提案について、当該権利の保護に留意するものとする。

6 責任の所在

発注者がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合も、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

様式1-1

V E 提 案 書

年 月 日

札幌市水道事業管理者 様

(住所)

請負人

(氏名)

印

札幌市水道局建設工事請負契約約款第19条の2に基づき、VE提案書を提出いたします。

工事番号 : 工事名 : 契約年月日 :	連絡者 氏名 TEL FAX	
VE提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式1-2に追記してください。 なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番号	項目内容	概算低減額：千円
概算低減額		合計
VE提案の詳細		
(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比等(様式2)		
(2) VE提案による概算低減額及び算出根拠(様式3)		
(3) 関連工事との関係等(様式4)		
(4) その他詳細資料及び図面		

様式2

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比	
【現状】 ……略図等	【改善策】 ……略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法(材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明(品質保証書の添付等)

(5) その他

様式4

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 関連工事との関係

(2) 産業財産権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項

様式5

第 号
年 月 日

様

札幌市水道事業管理者

印

V E 提 案 採 否 通 知 書

年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事番号 :	VE提案項目数 :	
工事名 :	採用項目数 :	
契約年月日 :	不採用項目数 :	
VE提案に対する「採否」及びその理由		
番号	項目内容	概算低減額：千円

(注) 採否に対する問い合わせ先

札幌市水道局 部 課 係 (8000-0000)